JR連合 政策News_

第306号

「国鉄債務等処理法等改正法案」成立

2021年4月2日

JR二島・貨物会社の経営自立と働く者の将来展望にむけて大きく前進

国土交通省は昨年 12 月 25 日、JR北海道、JR四国及びJR貨物に対する 2021 年度以降の支援措置継続・拡充について公表した。具体的には、助成金交付等の期限を 2030 年度まで 10 年

間延長、支援パッケージとして①経営安定基金の下支え、②各社の中期経営計画期間内における支援(総額2,465億円)、③支援手法の拡充を行うこととした。そして、政府は1月29日、これに必要な法改正として、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定した。本法案については、3月12日に衆議院・国土交通委員会において付帯決議とともに可決、18日の本会議にて可決した。さらに、参



議院に審議の場を移し、25 日に国土交通委員会で審議され、26 日の同委員会で付帯決議を付したうえで可決、同日の本会議で可決・成立となった。とりわけ、JR連合国会議員懇談会や「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」に所属する関係議員らによる骨太の審議を通じて、肉付けされた法改正及び支援措置の趣旨とともに、具体的論点に対する付帯決議がなされたことはもとより、これらが全会一致で進められたことについても評価したい。





JR連合国会議員懇談会会長の榛葉賀津也議員(参・静岡県)や幹事を務める広田一議員(衆・ 高知2区)らが衆・参の国土交通委員会で経営自立にむけた実効性を高めるべく発言

1988 年の国鉄改革以来、JRグループはそれぞれ地域密着型の経営を志向し、社会・経済を支える重要な社会インフラとしての機能を発揮してきた。また、鉄道を基幹産業としながら多くの業種・業態に拡大し、まさに「総合生活産業」というべき成長を遂げてきた。しかし、本州三社に続き 2016 年にJR九州が株式上場・完全民営化を果たした一方、JR北海道、JR四国及びJR貨物の経営自立は、まさに国鉄改革の残された最大の課題となっている。

これまで国鉄改革時に講じられた経営支援スキームに加え、累次に亘る公的支援が行われ、特に、2011 年度からは鉄道運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金を活用した支援が実施されてきた。三社は経営自立計画を策定し、この支援を活用しながら経営自立を目指してきたものの、結果的には国土交通大臣からJR北海道に対しては「監督命令」、JR四国に対しては「行政指導」が発出されたように目途が立たない状況にある。したがって、以上の経緯等により、各社の経営自立にむけて、2021 年度以降の新たな支援実施や必要な法改正にむけた議論が進められてきたということである。

JR連合は、この間、「JR二島・貨物経営自立実現PT」を発足し、国土交通省鉄道局やJR北海道、JR四国及びJR貨物との意見交換や有識者を交えた議論などを経て「政策提言・中間とりまとめ」を策定し、これまでの助成策の延長に留まらない、各社の経営自立を見据えた本質的な課題と方策について骨太の議論を喚起すべく中央・地方双方に主張展開を続けてきた。ま

た、JR連合国会議員懇談会や「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」と連携し、政府や各政党への働きかけも精力的に行ってきた。とりわけ、昨秋に組織の総力を挙げて取り組んだ「JR産業に関わる緊急政策課題の解決を求める署名」での"22.4万筆"の集約、これに基づき国会内で開催した「決起集会」において政労使で固め合った決意のもと、国土交通大臣をはじめとする関係省庁政務三役への要請行動も実施し、働く者の視点に基づいた政策実現にも間違いなくつながったものと理解する。



昨秋の署名活動で集約した 22.4 万筆に寄せた思い を赤羽国土交通大臣に直接届ける (2020.12.4)

この間の成果については、JR連合及び同PTを中心として、議員懇等の関係国会議員、地方議員、加盟各単組、会社、政府など、すべての関係者との連携と協働によるものであり、心から感謝と御礼の意を示したい。引き続き、今回の法案の成立を新たなスタートと捉え、各社の経営自立にむけて全力で取り組むこととする。

【別紙】衆・参国土交通委員会における付帯決議

【参考】 < J R 二島・貨物経営自立実現 P T : 政策提言・中間とりまとめ>

JRと地域の将来展望を両立し、

働く者が希望を持って働きつづけられる自立経営の実現への提言



- ■2021年度以降の新たな支援措置の要望 [今年度解決すべき当面の課題]
- → 国会審議等ではこの支援策だけでなく、将来の経営自立の姿とそこにつながる プロセスについて骨太の議論を進め、道筋を付けるよう求める
- 1. 設備投資・大規模修繕等に対する支援(青函・本四や貨物運行に伴う負担軽減含む)
- 2. 運転資金への手立て(経営安定基金の機能維持、国に対する借入金の返済猶予など)
- 3. 将来を見据えた取り組みに対する支援
- ① 地域と連携した持続可能な交通体系の構築 (地域を含む関係主体との協議推進)
- (2) 在来線ネットワークの利便性向上に資する支援 (一体的交通サービス提供への支援、四国における短絡線整備など)
- ③ 北海道新幹線の高速化 (320km/h) に対する支援 (青函共用走行は維持)
- ④ 北海道新幹線札幌開業に伴う並行在来線の存続(貨物の必要性を認識したうえでの 製版)となる機関を企の計算理像
- 判断)と貨物調整金の財源確保
- ⑤ 四国新幹線の実現に向けた予算措置の早期実現(早期に整備計画への格上げすべき)
- ⑤ 貨物鉄道の安全安定輸送に資する対策強化 (防災減災対策、リダンダンシー確保、結節強化、新幹線による貨物輸送など)

4. 新型コロナウイルス感染症による影響に鑑みた財政的支援

が大いに反映された帯決議ではこれらの要望事項今回の支援措置や国会審議・付

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、 本法の施行に当たっては、 次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 援スキームについては、経営自立を果たすまでの間、 が実現できるよう万全を期すこと。なお、「二島特例」や「承継特例」などの税制特例措置をはじめとする既存の経営支 育成並びに賃金及び労働時間等の労働条件の改善にも配慮し、将来像の明確化とその実現に必要な支援を行い、経営自立 JR北海道、 JR四国及びJR貨物への税制面も含めた支援の実施に当たっては、安全運行の基礎となる人材の確保・ 現行水準の維持に努めること。
- 社会情勢の変化に応じた実効性が確保できるよう、 経営安定基金については、長期にわたる低金利により当初想定していた効果が十分に発揮できていないことから、経済・ 適宜適切に検討を行うこと。
- の意向や地域の実情を踏まえ、国と地方自治体は連携して必要な施策を講じること。 JR北海道、 JR四国及びJR貨物の三社は主体的に持続可能な鉄道サービスの提供に引き続き努めるとともに、 住民
- 匹 域住民への配慮に努めるとともに、四国における新幹線についても検討を進めること。 セスの向上に努め、地域社会の維持・発展を図ること。また、札幌まで整備計画の進む北海道新幹線工事実施において地 地域における企業の立地、観光振興、地域内又は地域間の交流等を促進するための基幹的高速鉄道網の形成や空港アク 物流面及び住民の足の確保も考慮した協議が行われるように指導等行うこと。 なお、 並行在来線の存続に関して
- 五. 策によって対処すること。 ることに鑑み、必要な幹線鉄道網の維持については、単に鉄道政策のみならず、 我が国の物流においては、 環境特性、労働生産性などの面から貨物鉄道へのモーダルシフトを推進することが重要であ 物流や環境に係る財源の活用等様々な政

日 附本 玉 有 鉃 道 清 算 事 業 4 の 債 務 等 の 処 理 に 関 す る 法 律 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 案 に 対

す

る 帯 決 議

令 参 議和 院 年三月二十 玉 土 交 通 委 六 員 会 日

す ベ政 府 き は、 で あ る。 本 法 の 施 行 に 当 た 1) 次 の 諸 点 に つ しし て 適 切 な 措 置 を 講 じ そ の 運 用 に 万 全 を 期

ムた す \Box 運 し に な 行 J 将 ナ つ の R 11 来 ウ 基 北 \equiv て島 像 礎 1 海 ルは特ス、例 لح 社 の 渞 は ス 例 明な 経 感 も 確 る J 営 ۲ 染 人 や化 R ょ 症 自 لح 材 兀 IJ に 立 承 その 玉 公 ょ を 継 の 確 及 共 る 果 特 実 保 75 影 た 例 交 現 J す -通 響 に 育 R まで などの 全 が 加 成 貨 見 般 え並 物 の ^ 通 び ^ の 間税 せ 経 に の 適 営 な 制 賃 税 時 い現特自 金 制 適 中行例立及 面 切 水 措 の び も な 状 準 置 実 労 措 況のを 現 働 め 置 の維始 が時 た を 変 持 め で 間 支 講 化に ۲ き 等 援 <u>क्</u> に努 す る る の の ること。 応め ょ 労 実 じるこ う 既 働 施 存 万 条 に との全件。 援 当 をの 内 経 た 営 期改 容 さ つ 5 を 支 す 善 て に援 こ 適 に は 宜 ス も + 配 見 新 安 直 型 ま 慮

揮 適 で 切 経 きて に 営 検 安 討い 定 を な 基 行 11 金 うこと。 こ に ۲ つ か しし 5 て は 経 済 長 • 期 社 に 会 わ 情 た 勢 る の 低 変 金 化 利 に に 応 ょ じり 当 た 実 初 効 想 性 定 が し 確 て 保い で た き 効 る 果 よが う十分 分 適に 宜 発

 \equiv J R 北 海 道 J R 兀 玉 及 び J R 貨 物 の 社 は 主 体 的 に 鉄 道 サ 1 ビ ス の 提 供 に 引 き 続 き 努

め 高 体が策 が 欰 主 を る 化 連 講 لح 体 取 に じ لح 携 的 ょ 組 に も b を、 IJ 持 将 て に 必 続 来 人 要 可 に 住 流 国 な 能わ 民 各 役 なた • の 地 物 割 鉄 1) 意 域 流 を 持 渞 向 網 果 サ に 続 ゃ お の た 可 地 維 す け ビ 能 域 ٦ る 持 ス な の · 活 ے 将 を 鉄 実 来 提道 情 的 性 ま 供 網 を な 化 た で が 踏 課 が 実 き ま 題 重 今 な 現 え の 要 後 ١J さ 解 な 事 れ 玉 決 課 業 更 る لح に 題 な 領 ょ 地 つ لح る 域 う 方 な な 加 に 万 公 げ る 速 全 つ 共 るよ 中 が いを 4 想 期 て 体 う J は 定 す は 努 R さ こ 連 ۲ めるこ 北 れ 玉 携 海 る لح し 道 人 地 特 7 ے 及 方 に 必 び 減 公 要 共 J 少 な J R 4 R

兀 びけ 幌 る 促 ま 地 新 で 進 民 域 幹 の す の 社 北 線 る 足 会 に 海 た の \mathcal{O} つ 道 め 確 維 保 しし 新 の 持 も て 幹 基 • 考 も 線 幹 発 慮 検の 的 展 U 討 I 高 に た を 事 速 箵 協 進 実 鉄 す 議 め 施 道 る が る 網 に ょ こ 行 う、 お の わ ځ 形 11 れ て 成 企 るよ 地 な せ 業 お 空 域 立 う 港 住 地 指 亚 民 ア 導 ^ 行 ク 観 等 在 の セ 光 を行 ス 来 配 振 線 慮 の 興 うこと。 向 に の 努 存 上 地 続 め に 域 努 る 内 に لح 関 め 又 لح る は も こ て 地 は に لح 域 間 物 兀 ま 0 流 玉 た 交 に 流 面 及お 札

五 が 重 環 要 境 流 で 特 せ あ 性 環 る 境 こ 労 に 働 لح 係 に 生 る 産 鑑 財 性 み 源 な の ど 必 活 の 要 用等樣 面 な か 幹 5 線 々 鉄 な 我 道 政 が 網 策 玉 の に 物 よっ 維 流 持 の て に 貨 対 つ 物 処 11 鉃 すること。 7 道 は ^ の 単 Ŧ に ı 鉄 ダ 道 ル 政 シ 策 フ | の み の な 推 進

右決議する。